

令和5年第4回筑紫野市農業委員会総会
議事録

令和 5年 4月 7日
筑紫野市役所 505会議室

1 開会日時及び場所 令和5年4月7日 午後3時00分
筑紫野市役所（505会議室）

2 閉会日時 令和5年4月7日 午後4時10分

3 委員氏名

(1) 出席者

農業委員

石橋利晴、砥綿浩行、井上和俊、藤木正文、中山榮二、田川好明、高山スミ子、
天本京子、萩尾博道、久原暢、八尋雄二、神崎光成

農地利用最適化推進委員

山内公昭、萩尾利光、稗田康生、井上ユキエ、平山厚、藤田満弘、八尋洋一、
澤田隆茂、大野正博、岡部清光

(2) 欠席者（または出席を要しない農地利用最適化推進委員）

4 議事に参与したもの

事務局長兼筑紫野市環境経済部農政課課長 安樂 鉄平

事務局農地担当係長 黒屋和孝

事務局兼筑紫野市環境経済部農政課主任 吉田 和矢

5 会議に付した事項

農地

報告第 9号 農地法第5条の規定による許可取消申請について

報告第 10号 農地法第3条の3の規定による農地の権利移動（届出）について

報告第 11号 農地を改良する届出について

報告第 12号 農地法施行規則の規定による届出について

報告第 13号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地の転用届出について

報告第 14号 公共工事に関する農地の一時利用届出について

議案第 12号 農地法第5条の規定による農地の転用許可申請について

議案第 13号 非農地証明願について

農政

議案第 8号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地の所有権移転について

議案第 9号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地の利用権設定について

議案第 10号 農用地利用計画変更申出書の取り下げについて

令和5年第4回筑紫野市農業委員会定例会

○議長：皆さん、改めましてこんにちは。ただいまから始めていきます。

出席委員が筑紫野市農業委員会会議規則第6条に定められた定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年第4回筑紫野市農業委員会定例会を開会いたします。

まず、議事録署名委員の指名を行います。

署名委員は、2番委員の砥綿委員、9番委員の萩尾委員です。それぞれよろしく願いいたします。

それでは、本日の議事に従って進めてまいります。お手元に資料は全員お持ちですかね。

それでは、始めます。

まず、目次の次の1ページをお開けください。

農地法第5条の規定による許可申請の取消しに関する件を報告いたします。

報告第9号、議案書のとおり許可の申請の取消しが1件あります。

本件について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局：読み上げて報告に代えさせていただきます。

番号1、申請人、太宰府市□□、□□。相手方、筑紫野市□□、□□。申請地の表示、□□。地目は田で、497平米、合計497平米でございます。申請の内容につきましては、転用目的が建売住宅2棟で、契約内容は売買。構造規模は木造二階建て。取消しの理由ですけれども、進入路が狭く、資材を運ぶことが困難であったためということで、令和4年1月28日付で県のほうから許可を受けていた分を取り消すということで報告させていただきます。

以上でございます。

○議長：ありがとうございます。

それでは、本件について質疑のある方はお願いいたします。よろしいですかね。

(なし)

○議長：それでは、以上で報告を終わります。

じゃあ、次の2ページをお開けください。

農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利移動届出に関する件を報告いたします。

報告第10号、議案書のとおり農地の権利移動届出が1件あります。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局：読み上げて説明させていただきます。

番号1、届出者、筑紫野市□□、□□。届出地の表示、□□ほか6筆。地目は田で、2,808平米、合計2,808平米。届出の事由は相続。備考欄にありますように、あっせん希望の有無はなしでございました。

以上です。

○議長：ありがとうございます。

本件について質疑のある方お願いいたします。

(なし)

○議長：ないようですので、以上で本件に関する報告を終わります。

では、3ページをお開けください。

農地を改良する届出に関する件を報告いたします。

報告第11号、議案書のとおり届出が1件あります。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局：読み上げて説明に代えさせていただきます。

番号1、届出者、筑紫野市□□、□□。届出地の表示、□□。地目は田で511平米。届出の内容としましては、造成計画が盛土、整地でございます。造成高は0.15メートルで、15センチです。法面処理は土羽。工事期間は令和5年3月10日から令和5年5月31日までとなっております。事由は耕作利便のためということで、水利承諾書の条件付ということで、周囲の水路に盛土が流出しないようにすることという条件が付されておりました。

以上でございます。

○議長：ありがとうございます。

それでは、本件について質疑のある方はお願いいたします。

(なし)

○議長：ないようですので、本件に関する報告を終わります。

4ページをお開けください。

農地法第5条第1項第7号の規定に基づく同法施行規則第53条第14号の規定による届出に関する件を報告いたします。

報告第12号は、議案書のとおり届出が3件あります。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局：読み上げて説明させていただきます。いずれも楽天モバイルの基地局の案件でございます。

番号1、東京都世田谷区□□、□□株式会社□□、□□。相手方は、筑紫野市□□、□□。届出地の表示、□□(一部)。地目につきましては田でございます。統計上の面積は154平米でございますが、そのうちの4平米でございます。合計が4平米でございます。契約内容につきましては、賃貸借。届出の事由としましては、適用条項第53条第14号、□□携帯基地局の設置でござ

います。先ほど地目を言ってなかったと思います。畑の4平米でございます。

続いて、番号2、東京都世田谷区□□、□□株式会社□□、□□。相手方は、筑紫野市□□、□□。届出地の表示は、□□（一部）。地目は田で、地積は登記上は775平米あるんですけども、そのうちの4平米でございます。合計4平米。契約内容につきましては賃貸借で、届出の事由としましては、適用条項第53条第14号、□□携帯基地局の設置となっております。

続きまして、番号3、東京都世田谷区□□、□□株式会社□□、□□。相手方は、大分県宇佐市□□、□□。届出地の表示につきましては、□□（一部）でございます。地目は田の4平米。登記上は423平米ありますが、そのうちの4平米でございます。合計4平米で、契約内容は賃貸借。届出の事由は適用条項第53条第14号、□□携帯基地局の設置でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長：ありがとうございます。

それでは、本件について質疑のある方はお願いいたします。

（なし）

○議長：ないようですので、本件に関する報告を終わります。

5ページをお開けください。

農地法第5条第1項第7号の規定による農地の転用届出に関する件を報告いたします。

報告第13号、議案書のとおり農地の転用届出が3件あります。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局：読み上げて説明に代えさせていただきます。

番号1、譲受人、福岡市中央区□□、□□。譲渡人、福岡市東区□□、株式会社□□。届出地の表示、□□。地目は田で198平米。仮換地の欄でございますが、113平米。筑紫駅西口土地区画整理地内でございますので、仮換地がございます。合計が198平米。届出内容につきましては、転用目的が自己住宅。契約内容は売買。構造規模は木造2階建て。工事期間は施工済みとなっております。受付年月日は令和5年3月1日で、備考欄にありますように土地区画整理事業地内の案件でございます。

続きまして、番号2、譲受人、北九州市小倉北区□□、□□株式会社□□、□□。譲渡人、筑紫野市□□、□□。届出地の表示は、□□。地積は田で264平米、合計で264平米でございます。届出内容につきましては、転用目的が宅地分譲ということになっています。契約内容は売買。構造規模は盛土、整地。工事期間は令和5年4月17日から令和5年6月16日までとなっております。受付月日は令和5年3月3日です。

続きまして、番号3、東京都西東京市□□、株式会社□□、□□。譲渡人、那珂川市□□、□□。届出地の表示、□□。地目は田で1,060平米、合計1,060平米でございます。転用の目的とし

ましては、宅地分譲。契約内容は売買。構造規模、盛土、整地。工事期間は令和5年5月1日から令和5年8月31日までとなっております。受付月日は令和5年3月13日でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長：ありがとうございます。

本件について質疑のある方はお願いいたします。

(なし)

○議長：ないようですので、本件に関する報告を終わらせていただきます。

6ページをお開けください。

公共事業に伴う農地の一時利用届出に関する件を報告いたします。

報告第14号、議案書のとおり農地の一時利用届出が1件あります。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局：読み上げて説明に代えさせていただきます。

番号1、譲受人、筑紫野市□□、□□、□□。譲渡人、筑紫野市□□、□□。届出地の表示、□□ほか一筆。地積、地目が田で780平米、合計780平米。届出の内容としまして、利用目的が□□発注の農業用水路改修工事を実施するための仮設道路として一時利用することになっております。利用期間は令和5年2月1日から令和5年3月10日ということで、もう一応終わっておりますけれども、報告をさせていただきます。受付月日は令和5年1月31日でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長：ありがとうございます。

それでは、本件について質疑のある方はお願いいたします。

(なし)

○議長：ないようですので、本件に関する報告を終わります。

次は、7ページをお開けください。

議案第12号、農地法第5条の規定による農地の転用許可申請に関する件を議題といたします。

3件ございまして、それぞれ行きますので、よろしくをお願いいたします。

では、1番につきまして、私のほうから説明させていただきます。

譲受人、住所氏名、太宰府市□□、□□。譲渡人、福岡市南区□□、□□。申請地の表示、□□、地目は田の950平米です。利用目的は自己住宅。契約内容は売買。構造規模は木造平屋建て。工事期間、令和5年5月10日から令和5年9月30日まで。農地の区分は第2種であります。資金内容は借入れと自己資金と両方でやられます。建蔽率は14.56%。開発許可は必要ございません。用排水処理は承諾書を添付していただいております。それから都市計画区域は区域外でございます。

まず場所からいきます。次のページをお開きください。

□□というのがそこに書いてあると思います。右下の真ん中のちょっと左寄りから右上に真っすぐ行っているのが、現在の□□線、現在も□□になっているかもしれませんが□□線です。その途中、ちょうど真ん中の下にあります□□のところが十字路になっておりまして、それから左のほうへ行きますと、□□といいまして、その地域ないしは……。ああ、ごめんなさい。□□のほうへ抜けられる道路でございます。旧道でございます。その途中、ちょうど曲がったところの手前の左側になります。

次のページを見ていただきますと分かりますが、周りが住宅に囲まれた場所でありまして、左の下から道が来ておりますが、ちょうど分かれ目のところになっております。ただ、地積が900平米と個人住宅にしては広いです。農家ではありませんが、内容が、車の置き場所ないしは家庭菜園的なことを一緒にしたいというようなお話がございまして、こういった方向で県のほうとも話しながら進めております。史跡が出るやもしれんということがございましたが、本人さん含めて事務局のほうもいろいろ一緒になって、平屋で史跡が出ない部分にある程度建てていこうということで、支障がない方向で進める予定でございます。

あとは事務局のほうから補足がありましたらよろしく願いいたします。

○事務局：補足が2点ほどあります。

まず、会長のほうが言っておられました面積がちょっと大きいんじゃないかなということですが、一応、理由書というか、面積が広い理由として、お子さんがアレルギーを持ってあるということで、できるだけオーガニックで育てた野菜を食べさせたいという意向があるようで、そういった菜園をつくるために広くとられているようでございます。

2点目ですけれども、文化財包蔵地として、これを受け付けた後に文化財のほうからそういう指摘を受けたという連絡がありました。今週の水曜日ぐらいまでずっとその辺の委員会にかけるかかけないかというところのやり取りをずっと文化財のほうとさせていただきまして、会長のほうからもありましたように、建て方などを工夫することで許可が得られたと聞いております。できますならば、このまま許可を進めていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○議長：ありがとうございます。

それでは、本件に対する質疑意見がある方はよろしく願いいたします。

○委員：さっきの文化財の試掘は全然しないままなの。

○事務局：試掘の段階で出るんじゃないかなということ、文化財のほうで指導をしていたようです。そのときに、どういう建て方をしますかとか、建てる位置とか、変えたりするんですかとか、そういう聞き取りをずっとしていたようです。その期間がちょっと長くかかって、今週の

水曜日ぐらいにその辺の決着がつきまして、そのやり方だったら問題なかろうということで、実際には少し盛土をして、そしてシート工法とって、平屋がもつようなシートを張って、できるだけ文化財に傷をつけない形で建てるというふうに聞いております。

以上でございます。

○議長：ほかにございませんか。どうぞ。

○委員：950平米という広い土地で、残りを畑として使用するというをおっしゃっていましたが、分筆して地目を畑にすることはできないんですか。

○議長：できません。畑付きの家を買う場合も、宅地として購入していただくんです。逆なんです。

○事務局：登記が1筆でされてあるので。

○委員：ああ、そういうこと。

○事務局：はい。開発サイドとはそういう話で、1筆としてされていますので。久原委員がおっしゃられるように、分筆という方法もあったようですが、1筆として買いたいということで、そのように進められていたようです。

○委員：全部が文化財にまたがった場合はどうなるの。試掘して分かった場合。駄目と言われたら取り下げですか。

○議長：いえ、建てられます。さっき言われたように平屋で。

○事務局：試掘で出そうだということで指導を受けて、その指導に従って、建て方とか、そういったことを検討して、その内容だったら文化財が守られるという結論に至って文化財の部分はクリアしているというふうに聞いています。

○議長：掘らずにそのまま宅地にするんです。

○委員：ああ、掘らずに。

○議長：ほかにございませんか。

(なし)

○議長：それでは、採決を行います。

本案を農地法第5条第2項の確保に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することといたします。

それでは、2番に行きます。

2番につきまして、地区担当委員であります□□番の□□議員さん、よろしくお願ひいたします。

す。

○委員：番号2、譲受人、糟屋郡須恵町□□、□□。譲渡人、筑紫野市□□、□□。申請地の表示、□□、地目が田で、地積497平米。転用目的が自己住宅。契約内容、売買。構造規模は木造2階建て。工事期間、令和5年6月1日から令和5年10月31日。農地の区分は第2種。資金の内訳は借入れが100%。建蔽率14.99%。開発許可は不要。用排水処理は条件付。都市計画区域外ということになっております。これは、先ほど最初に取り消されたところの、譲受人が替わられる形での申請となっております。

○議長：ありがとうございます。事務局より補足がありましたらお願いします。

○事務局：今、□□委員からも話がありましたように、先ほど報告第9号の内容で取り消されたところと同じ場所でございます。一応、農地転用の許可を出すに当たっては、一度出したものは1回取り下げないと次の申請が受け付けられないというルールがあります。ですので、一応先に報告をさせていただいて、取り下げていただいて、それから今回こういった形で上がってきています。

以上でございます。

○議長：ありがとうございます。

それでは、本件に対する質疑意見のある方はお願いいたします。

どうぞ。

○委員：取り下げ理由は、進入路が狭くて資材を運ぶのが困難でと。2回目、次の方が運んだときには問題なかったんですか。

○事務局：一応、取下げの理由のところ、進入路が狭くということが書かれてあったんですけど、今回の分は問題にならなかったからこれで上げてあるんだろということ、今回の議案として上げさせていただいております。

○委員：私も現場は知らないけど、例えばもともと2棟やったら、最低4メートルぐらい要るけど、次は1棟ですね。

○事務局：最初の取り消したほうは、資材を4トン車で運ぶという話だったんですよね。じゃあ必ず4トン車で運ばないといけないのかな、やり方を変えれば2トン車でできる話かなということで、今回はこういった形で上がってきております。

○委員：ああ。で、建物も1棟ということですね。

○委員：取り付け道路は4メートル確保なの。

○事務局：建築基準法とかの話は土地についての話になります。先ほどの分は、そこに運び入れるところの通過点が狭くてネックになり工事ができないということで断念されたようですが、今おっしゃっていることについては、例えば建てるときにセットバックするとか、個別に条件を

クリアしていくことになると思います。

○委員：例えばセットバックして条件をクリアするというのは確認済みなんですね。

○事務局：そうですね。この単体の話になってきますので。

○委員：分かりました。

○委員：ちょっとすいません、参考に。道路が狭いと言われて取り下げられています。4メートルあれば昔だったらよかったんですが、消防法とか何とかに関しては問題ないですか。行き止まりでしょう。

○事務局：計画区域外ということで、建築基準法とかの話とかでいうと、そういうふうにして道路を4メートルずつ造っていくというお話があるかと思いますが、区域によってそこまで厳しくなるところもあります。そこは、法律とか、それを指導される機関に従って審査されていくという話になろうかと思います。

以上でございます。

○議長：ほかにございませんか。

(なし)

○議長：それでは、採決を行いたいと思います。

本案を農地法第5条第2項の各号に該当しないとして、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することといたします。

それでは、3番目に行きます。

3番目につきましては、□□番委員であります□□委員さん、説明方よろしく申し上げます。

○委員：それでは私のほうから説明します。

譲受人、福岡市中央区□□、株式会社□□。譲渡人、筑紫野市□□、□□。申請地の表示が吉木2504-1。地目は田の1,064平米です。転用目的は資材置場。契約内容は売買。構造規模、盛土、整地。工事期間、令和5年5月15日から令和5年7月15日。農地の区分は第3種。資金の内訳、自己100%。開発許可、市整備要綱該当。用排水処理、条件付。これは道路の横に側溝をつけることになってます。市街化調整区域です。

場所は12ページです。12ページ開けていただくと、□□があります。そのすぐ後ろ側の□□に行く途中の道です。その横です。

13ページは、手前側の□□が□□です。その横の農道を挟んだ□□が現地です。ここを資材置場として買って、碎石とか砂、そういうものを置きたいということです。約40センチの盛土をす

ると。そして、周囲が約87メートルありまして、そこへ2段から3段のブロック積みをする。

排水は、□□へ行く市道がありますが、その側溝に1回側溝へ入れてから流すことになっています。

以上でございます。

○議長：それでは、本件に対する質疑意見のある方はお願いいたします。

(なし)

○議長：ないようですので、これより採決を行います。

本案を農地法第5条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することといたします。

それでは、14ページをお開けください。

議案第13号、非農地証明願に関する件を議題といたします。

1番について、地区担当委員であります□□委員さん、説明方お願いいたします。

○委員：番号1、筑紫野市□□、□□。申請地の表示、□□。地目は田の509平米。申請内容としては、当該地は平成15年より耕作放棄地となっていると。現在は原野となっている状況で、聞いてみたら、木とかもずっと植えられていたんですけど、今回は木も切って原野の状況でございました。20年も経過しているので非農地証明を認めていいのではないかということで、皆さんの御審議をよろしくお願いします。

すいません、場所は15ページ、16ページです。

□□のところで、具体的には16ページなんですけど、周りは今、全部住宅です。相続の一部というふうにお聞きしていますけど、全然荒れた状態になっています。御審議をよろしく申し上げます。

以上です。

○議長：では、事務局より補足がありましたらお願いします。

○事務局：この件に対しては特段ございません。

以上でございます。

○議長：それでは、本件に対する質疑意見のある方はお願いいたします。

(なし)

○議長：ないようですので、これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することといたします。

次は農政議案に移ります。地図の次のページをお開きください。

農政議案第8号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地の所有権移転に関する件を議題といたします。

農政担当者より説明をお願いします。

○農政担当：読み上げて説明とさせていただきます。

番号1、所有権移転を受ける者、□□法人□□、□□。住所、福岡市中央区□□。所有権移転をする者、□□。住所、□□。所在地、□□。地番、□□。登記地目、田。現況地目、田。台帳面積、1,500平米。農振区分、農用地。法律関係、売買。利用目的、水田として。所有権の移転時期、令和5年4月28日。対価の支払い時期、令和5年6月26日。引渡し時期、令和5年6月26日。備考につきましては記載のとおりでございます。お読み取りください。

○事務局：1点だけ補足をさせていただきますと、先月におけるあっせんの案件でございます。一応、今回その分の手続を進めさせていただくということで、議案とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○事務局：件数につきましては、売買1件、交換0件、計1件。筆数につきましては、売買2筆、交換0筆、計2筆。面積につきましては、計3,563平米となっております。

以上でございます。

○議長：ありがとうございます。

それでは、本件に対する質疑意見のある方お願いいたします。

(なし)

○議長：ないようです。

本件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件に該当するので、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本件のとおり決定することといたします。

その次をお開けください。

農政議案第9号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用権設定に関する件を議題といたします。

農政担当者の説明をお願いいたします。

○農政担当：こちらを読み上げて説明とさせていただきます。

番号5-04-001。貸付者氏名、□□。貸付者住所、□□。借受人氏名、□□。借受人住所、□□。所在地、□□。地番、□□。地目、田。面積、2,120平米。農振区分、農用地。利用権の種類、使用貸借。利用権の内容、水田。開始時期、令和5年6月11日。終了の時期、令和8年6月10日。期間は3年となっております。

以降につきましては、記載とおりでございます。お読みいただければと思います。

2ページめくっていただきまして、3ページ目に合計がございます。御覧ください。

件数としましては、更新が19件、新規が5件、計24件。筆数としましては、更新が38筆、新規が9筆、合計47筆となっております。面積は6万919平米でございます。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長：ありがとうございます。

では、本件に対する質疑、意見のある方はお願いいたします。

(なし)

○議長：ないようですので、お諮りいたします。

本件は農業経営基盤強化促進法第118条第3項各号の要件に該当するので、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本件のとおり決定することいたします。

もう一つ先をお願いいたします。

農政議案第10号、農業振興地域整備計画（農用地利用計画変更申出書の取り下げに関する件）を議題といたします。

計画の変更内容について、農政課より説明をお願いいたします。

○農政課：農政課□□の□□といたします。よろしく申し上げます。

では、議案第10号、農用地利用計画変更申出書の取り下げについての説明をさせていただきます。

お手元に事前に配らせていただいた資料は、当初計画の事業の内容、あと字図等になります。

概要としましては、令和3年11月30日に□□株式会社より提出された農用地利用計画変更申出書の取下書が提出されたことについての報告になります。

当初の申出内容としましては、既存施設の老朽化に伴い新たに地方卸売市場を新設することを目的とした事業計画であり、全体面積が8万8,500平米、その中に□□地区の農用地6万593平米を含んだ計画となっております。

申出書を受けまして、内容の審査を行い、申出内容が妥当であると判断いたしましたので、令和4年1月の農業委員会に議案として提出させていただいております。そして、委員会の中で資金計画や周辺営農への影響等の問題解決を前提とした同意をいただきましたので、御意見いただきました課題をクリアした上で農用地利用計画の変更を行うという方針を〇〇株式会社にも伝えまして、県の水田農業振興課とも協議しながら処理を進めておりました。

その過程で、〇〇株式会社より、用地の確保の面で問題が生じたとの報告を受け、それに伴い資金計画を含む計画全体の見直しが必要となった次第であります。その後、見直しが行われまして、見直された事業計画としまして、全体面積を8万8,500平米から6万4,950平米に縮小した計画案が提出され、農用地も当初の6万593平米から4万393平米に変更されるという内容でした。その内容で協議を進めておりましたが、最終的には〇〇株式会社より、用地確保の問題が解決できる見通しが立たず、予定しておりました規模での施設設置が困難であることから、一旦計画を白紙に戻したい旨の報告を受けております。正式には令和5年3月2日に農用地利用計画変更申出の取下書が提出されましたので、それを受理したという経緯になります。

以上、議案第10号の農用地利用計画変更申出書の取り下げについての説明とさせていただきます。

○議長：それでは、これにつきまして質疑意見のある方はお願いします。これは完全に取り下げられたということですか。

○農政課：そうですね。完全に取り下げるという形になっております。

○議長：よろしいでしょうか。

(なし)

○議長：質疑、意見等はないようですので、これより採決を行います。

農業振興地域整備計画、農用地利用計画変更の内容について御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり承認されることといたします。よろしくをお願いします。

今の件で定例会の議事の全てが終了いたしました。

以上をもちまして、令和5年第4回筑紫野市農業委員会定例会を閉会いたします。お疲れさまでございました。